

令和8年2月20日発行

## I 長野県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業、介護事業所等及び介護施設等へのサービス継続支援事業について

昨年12月に成立した国の補正予算において、介護従事者に対し、報酬改定の時期を待たず、賃上げ・職場環境改善・物価上昇への支援を行うことを盛り込んだ「医療・介護等支援パッケージ」が緊急措置されました。本県では、当該事業を活用し、介護分野の職員の賃上げ等支援事業、介護事業所等及び介護施設等へのサービス継続支援事業を実施します。

申請開始時期は3月下旬からを予定しておりますが、前後する可能性もございますのでご了承ください。詳細は別途HPとメールで周知いたしますので、ご確認をお願いいたします。現時点で、補助要件や対象経費などは介護保険最新情報を確認してください。

### 【問合せ先】

- |                 |                       |                      |
|-----------------|-----------------------|----------------------|
| ○賃上げ・職場環境改善支援事業 | 厚生労働省 電話相談窓口          | 電話：050-3733-0222     |
|                 | 長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 | 電話：026-235-7121 (直通) |
| ○サービス継続支援事業     | 厚生労働省 電話相談窓口          | 電話：050-6875-3573     |
|                 | 長野県 健康福祉部 介護支援課 施設係   | 電話：026-235-7113 (直通) |

## II 介護人材確保・職場環境改善等事業補助金について

長野県では、介護職員の足元の人材確保の課題に対応する観点から、介護現場における生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、介護人材確保・定着の基盤を構築するため、標記補助金を実施しました。

精算払を希望した法人への振り込みを令和8年2月6日（金）に行いましたので、希望した法人は必ずご確認をお願いいたします。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121 (直通)

## III 介護職員等処遇改善加算取得促進事業に係る個別相談支援の実施について

長野県では、介護職員等処遇改善加算の新規取得や上位区分の算定を目指す事業所を対象に、賃金体系等の整備の方法から具体的な申請手続きまで専門家による個別相談を無料で実施しています。ぜひご相談ください。

【問合せ先】(公財)介護労働安定センター長野支部内 電話：026-232-0898 (直通)

FAX：026-232-0906 電子メール：[info@kaigo-center.or.jp](mailto:info@kaigo-center.or.jp)

## IV 移行支援加算に係る届出について（訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション）

令和8年度において、4月から移行支援加算を算定する事業所は、令和8年3月13日（金）までに届出が必要です。書類は、「電子申請届出システム」で届出してください。システム環境が整わない場合は、事業所所在地市町村を管轄する保健福祉事務所福祉課あてに正副2部ご提出ください。なお、この加算を算定する場合は毎年度届出が必要です。令和7年度に当該加算の届出をした事業所についても再度届出してください。

○電子申請届出システムで届出する場合

申請届出メニューから「5. 加算に関する届出」をクリックし、届出してください。

○書類で提出する場合

提出書類

書類名	訪問リハビリテーション事業所	通所リハビリテーション事業所
介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（共通）	別紙 2	
介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（共通）	別紙 1 - 1	
移行支援加算に係る届出	別紙 20	別紙 24
移行支援加算計画書	別紙 20-①	別紙 24-①
要件を満たすことが確認できる書類（共通）	任意様式	

※指定通所介護等の実施状況がわかる利用者名簿を提出する場合、当該名簿は一覧表とし、備考欄等に指定通所介護等の実施状況を記載してください。

○その他

・本加算は介護給付の加算であることから、要支援の方については対象となりません。新規利用者数や終了者数のカウントは要介護の方のみとなります。

・評価対象期間は、令和7年1月から令和7年12月までの12月間です。

・各種様式は、長野県ホームページからダウンロードしてください。

○掲載先URL（長野県ホームページ）

「トップページ」→「県政情報・統計」→「組織・行財政」→「組織・職員」→「長野県の組織一覧（本庁）」→「健康福祉部」→「介護支援課」→「介護給付費の算定に係る届出様式関係」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureiisha/service/jigyosha/h24-02/sante.html>

【問合せ先】 長野県健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

## V 令和8年7月貸与分から適用される福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について（新商品に係る分）

福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表については、「福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準について」（平成30年3月22日老高発0332第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）で示したとおり、新商品について3ヶ月に1度の頻度で全国平均貸与価格の公表や上限価格を設けることとされております。

この度、令和8年7月貸与分から適用される新商品に係る福祉用具の全国平均貸与価格及び上限価格について、厚生労働省のホームページに掲載されましたので、以下をご参照いただき、福祉用具貸与の実施及び請求にあたり遺漏なくご対応いただきますようお願いいたします。

掲載先URL（厚生労働省ホームページ）

「ホーム」→「政策について」→「分野別の政策一覧」→「福祉・介護」→「介護・高齢者福祉」→「福祉用具・住宅改修」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>

※本内容は、公益財団法人テクノエイド協会のホームページでも掲載しています。

「ホーム」→「福祉用具貸与価格適正化推進事業（厚生労働省）」→「福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表」

<https://www.techno-aids.or.jp/tekisei>

【問合せ先】 長野県健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

## VI 通所系サービスの事業所規模による区分の確認・届出について

通所系サービス（通所介護・通所リハビリテーション）事業所は、前年度の利用者数の実績による事業所の規模に応じた介護報酬が設定されることから、事業者は毎年3月に**前年の4月から2月までの実績より、事業所規模区分の確認を行う必要があります。**

つきましては、すべての通所系サービス事業者は前年度の実績（令和7年4月～令和8年2月）を元に、「事業所規模による区分」を確認してください。**確認の結果、区分に変更がある場合は令和8年3月13日（金）までに必ず体制届を必要な添付書類と共に電子申請届出システムにて届出または所管の保健福祉事務所までご提出ください。**

異なる規模区分で請求を行っている場合は報酬を返還していただく可能性がありますのでご注意ください。

○電子申請届出システムで届出する場合

申請届出メニューから「5. 加算に関する届出」をクリックし、届出してください。

○書類で提出する場合

提出書類

書類名	通所介護事業所	通所リハビリテーション事業所
介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（共通）	別紙 2	
介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（共通）	別紙 1 - 1	
通所介護事業所規模区分確認書	別紙 I	
通所リハビリテーション事業所規模区分確認書		別紙 J

○その他

- ・規模区分に変更のない場合は、体制届の提出は不要です
- ・各種様式は、長野県ホームページからダウンロードしてください。

○掲載先URL（長野県ホームページ）

「トップページ」→「県政情報・統計」→「組織・行財政」→「組織・職員」→「長野県の組織一覧（本庁）」→「健康福祉部」→「介護支援課」→「介護給付費の算定に係る届出様式関係」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/jigyosha/h24-02/sante.html>

【問合せ先】長野県健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

## VII 2027 年度来日 EPA 介護福祉士候補者受入れ機関の募集について

公益社団法人 国際厚生事業団では、EPA（経済連携協定）に基づき 2027 年度に来日するインドネシア人、フィリピン人、ベトナム人介護福祉士候補者の受入れ機関を募集します。

EPA 候補者は、受入れ機関で就労しながら介護福祉士国家資格の取得に臨み、引き続き日本国内で介護福祉士として就労することを目指します。

これまでに 8,809 名（インドネシア人 3,781 名、フィリピン人 3,304 名、ベトナム人 1,724 名）が来日しています。



### （1）EPA 受入れの特徴

- 政府間での受入れなので安心
- 約 1 年間の日本語研修後に入職（N3 程度以上）
- 高い目的意識で国家試験合格を目指す候補者
- 候補者は母国の看護大卒など、高い学歴
- 受入れ機関で、4 年間介護業務に従事（原則転職不可）
- 研修補助金、日本語学習・国家試験対策の支援が充実
- 受入れ機関側での出国・入国手続きは不要

（2）募集期間 令和 8 年 3 月 5 日（木）～令和 8 年 4 月 8 日（水）

（3）求人申請の詳細 以下のホームページ又は右の二次元コードよりご確認ください。

【EPA 介護福祉士候補者 求人登録申請受付期間について（2027 年度受入れ）】

<https://jicwels.or.jp/?p=62238>



【問い合わせ先】公益社団法人 国際厚生事業団 受入支援部 あっせん室 電話：03-6206-1138

## VIII 訪問介護事業所の同一建物減算に係る確認及び届出について

令和 6 年度介護報酬改定により、指定訪問介護における同一建物減算の区分が新設（提供総数のうち同一敷地内建物等に居住する利用者に提供されたものの占める割合が 90% 以上である場合には 12% 減算）されたことに伴い、各事業所が各年度 2 回（前期・後期）減算の適用の有無を確認することとなっております。

令和 7 年度の後期判定期間は、令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 2 月末日までとされているため、当該期間内の利用者総数のうち同一敷地内建物等に居住する利用者の割合を確認してください。

確認の結果、「新たに 12% 減算に該当する場合」又は「12% 減算から 10% 減算に変更」になる場合は、3 月 13 日（金）までに、電子申請届出システムによる届出または管轄する保健福祉事務所福祉課（長野市に所在する事業所は長野市高齢者活躍支援課、松本市に所在する事業所は松本市高齢福祉課）に、必要書類を提出してください。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

## Ⅸ 令和8年度介護支援専門員研修の受講申込について

令和8年度の介護支援専門員研修の受講申込の受付をしています。

受講申込みについては、**長野県社会福祉協議会のホームページ** <https://www.nsyakyo.or.jp/> の新着情報からご確認ください。

受講申込み開始は令和8年3月2日（月）からを予定しております。受講の手引き、各研修の募集要項等をご確認いただき、**令和8年4月13日（月）までに申込**を行ってください。

＜介護支援専門員更新研修、専門研修、再研修＞

インターネットから申込を行ってください。

ただし、専門研修を受講する場合、インターネット申込の他、「実務経歴証明書」を郵送いただく必要があります。（様式等はホームページをご確認ください。）【令和8年4月13日（月）消印有効】

＜主任介護支援専門員研修、主任介護支援専門員更新研修＞

インターネットから申込のうえ、申込書及び必要書類を郵送してください。

申込書や添付書類の様式等はホームページをご確認ください。【令和8年4月13日（月）消印有効】

【問合せ先】社会福祉法人長野県社会福祉協議会 ケアマネ研修情報センター 電話：026-226-2000

## Ⅹ 介護支援専門員証更新申請書の申請期間について

介護支援専門員として業務に従事するためには、更新に必要な研修を受講し、介護支援専門員証の更新手続きを行う必要があります。介護支援専門員証を更新する予定のある方は、下の表の更新手続申請期間内に、申請書を介護支援課あて簡易書留で送付してください。なお、管理者の皆様におかれましては、従業者の方に周知していただきますようお願いいたします。

様式等掲載 URL <https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureiisha/service/oshirase/semmonin.html>

**更新申請受付期間** 有効期間満了日の前々月11日～前月の10日まで

有効期間満了日	更新手続申請期間
2026年4月1日～2026年4月30日	2026年2月11日～2026年3月10日
2026年5月1日～2026年5月31日	2026年3月11日～2026年4月10日

※令和8年（2026年）2月又は3月に有効期間が満了する方については、既に申請期間が過ぎておりますが、有効期間が満了していない方のうち、まだ申請書を提出していない方は、至急、介護支援課あて簡易書留で送付してください。

なお、有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、受理することができません。（必着）

※有効期間満了日後の更新手続きの相談が多く寄せられています。有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、更新研修等を修了している場合であっても、有効期間満了日の翌日から介護支援専門員の業務に就くことはできず、「再研修」を受講後、交付申請書を提出していただくこととなりますので、ご注意ください。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

県では、皆様にご存知いただきたい情報を、通知や介護インフォメーションにより提供していますが、最新の情報をいち早く得るためには、長野県ホームページを随時御覧いただくことをお勧めします。

○掲載先URL（長野県ホームページ）

「トップページ」→「健康・医療・福祉」→「高齢者福祉」→「介護サービス」→「市町村・介護保険指定事業者の皆様への情報」→「介護インフォメーション」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureiisha/service/jigyosha/kaigoinfo.html>

このインフォメーションへのお問合せ等は、長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係までお願いします。

TEL 026-235-7121 FAX 026-235-7394 E-mail [kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp](mailto:kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp)